

港湾工事における週休2日工事の補正方法等の取扱いについて

港湾工事については、以下に示すとおり、取り扱うものとする。

1 対象期間

- (1) 起算日は、現場作業着手日以降の最初の土曜日又は月曜日とする。
- (2) 現場閉所の確認は、起算日から完成通知書提出日2週間前の時点で単位期間が確保できる期間を対象とする。
- (3) 工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は対象外とする。

2 用語の定義

(1) 単位期間

土曜日を起算日とし、4週目の金曜日までの連続する4週間（28日）、又は、月曜日を起算日とし、4週目の日曜日までの連続する4週間（28日）をいう。

(2) 4週8休以上

各単位期間において、8日以上現場閉所があることをいう。

なお、期間内に祝日、夏期休暇（土日を除く3日間）、年末年始休暇（土日を含む6日間）が含まれる場合は、これらの日数を加えた日数の現場閉所があること。

3 補正方法等

発注時は、以下の補正係数を各経費に乗じた上で予定価格を設定するものとする。

なお、月単位の4週8休に満たないものは補正しないこととし、補正分を減額する契約変更を行う。

共通仮設費率、現場管理費率

それぞれの経費に、次の補正係数を乗じる。

- ・ 共通仮設費率 1.02
- ・ 現場管理費率 1.03

(4) その他

工事において実施する設計等業務、測量調査、土質調査（チェックボーリング）等は、労務費補正の対象としない。

また、工場製作についても、労務費補正の対象としない。

なお、積算基準が異なる複数工種区分を有する工事の共通仮設費・現場管理費率の補正は、適用した積算基準の間接費率による。